

# ガソリン等の容器への詰め替え販売について

令和元年7月の京都市における放火火災を受け、同様の事案の発生抑止のため、令和2年2月1日よりガソリンの詰め替え販売の際に、**本人確認等**が義務付けられました。また灯油等も含め危険物の詰め替え容器は消防法令に適合したものを使用しなければなりません。

## 【ガソリンスタンド事業者の皆様へ】

- ・ガソリンを容器への詰め替え販売を行う場合は、消防法令に適合した容器を用いて行うこと。
- ・購入者に対し本人確認、使用目的の確認を行うこと。
- ・販売記録の作成を行うこと。
- ・販売記録を作成する際は個人情報の管理に万全を期すること。
- ・本人確認等を行う際、顧客の言動等に不審な点を感じた場合は、警察へ通報を行うこと。
- ・顧客自らが給油を行う給油取扱所においては、顧客用固定給油設備により顧客自らがガソリンを容器に詰め替えることは消防法令により禁止されているので、顧客に自ら詰め替えさせず、給油取扱所の従業員が行うこと。

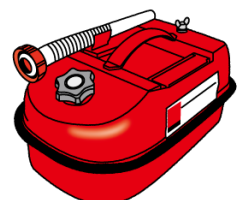
[事業者向けリーフレット](#)

## 【ガソリンを購入される皆様へ】

ガソリンスタンドにおいて、ガソリンを容器に詰め替え購入する際、ガソリンスタンド側が下記の内容についての確認が行われます。ガソリンの安全な取り扱いを行うためですので、ご協力をお願いします。

- ・ガソリンスタンドにおいて、ガソリンを購入する際に従業員から本人確認や使用目的の確認が行われます。
- ・ガソリンスタンドは、販売記録を作成しています。

[購入者向けリーフレット](#)



## 【灯油等を購入される皆様へ】

危険物を詰め替えるための容器は、各危険物の性質によって材質・容量が消防法により定められていますので、ガソリンスタンドやホームセンターに灯油等を購入しに行く際には注意が必要です。

例えば灯油用ポリエチレン缶は、灯油を入れることを前提に消防法令に定められた試験を実施していますので、ガソリンや軽油を入れることを想定していません。ガソリンや軽油を詰め替える場合には、消防法令に適合した金属製容器を使用することが適切です。

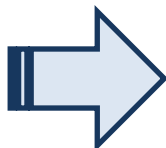
下図の試験確認済証が貼付されている製品を推奨しています。



また水などを入れる汎用容器は、危険物を入れることを想定していませんので使用しないでください。



汎用容器 (白色) の例



灯油専用容器 (赤色、青色) の例